

「ガン保険取扱い変更」

支払保険料が当初から全額経費になり、返戻率も高いという特徴のあるガン保険（終身保障、終身払）について、平成24年4月27日以降契約分から、当初1／2経費扱いに取扱いが変更となりました。（平成24年4月26日以前契約分については、これまで通り今後支払う保険料も含め全額経費扱いとなります。） これまでにも逡増定期保険・ガン保険・長期傷害保険等の取扱い変更が国税当局により行われており、この度の変更についても同様の趣旨（過度な節税の抑制）によるものと思われます。生命保険を巡っては全額経費になる養老保険についても新聞紙上を騒がせていますが、外資系生命保険の参入等でこれまでの通達等で明確になっていない生命保険の第三分野商品（ガン保険・医療保険等）の販売が急速に伸びてきた結果このような状況が生まれています。生命保険会社も合法的な全額経費扱いの新たな商品を開発してくるものと思われますので、国税側がまた新たな通達発行で抑制するという構図は今後も続くものと思われますが、あくまでもその生命保険に加入する目的が何であるかがポイントとなりますので、そこを履き違えないようにしたいものです。

F P 委員会

田原 智延